

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(証券化)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第1条第2号、 第249条	<p>標準的手法における特定貸付債権の取扱いについては、平成17年6月17日に公表された意見募集の結果において「証券化取引の定義等に照らして判断することになります。具体的な判断基準については、その必要性も含め、今後検討していく予定」とされ、また、平成17年3月31日に公表された意見募集の結果において、証券化取引について「現行規制と同程度の所要自己資本を求めるに留める取扱いについて、これを時限的な措置とすべきかどうかも含めて、現在検討」とされ、検討結果については、まだ示されていない。金融機関の自己資本比率への影響、ひいては市場型間接金融への影響に十分配慮した取扱いとしていただくよう改めて要望する。</p> <p>17年6月の御庁パブコメ回答に記された「少なくとも現行規制と同程度の自己資本を求めるに留める取扱いについて・・・現在検討を進めています。」とのご方針を早期に具体化して頂きたい。</p>	<p>平成17年6月17日公表 別紙5(証券化)項番9に記載のとおり、当庁においては、信用リスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、わが国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、標準的手法においても、現行規制を上回る所要自己資本となる証券化取引については、少なくとも時限的に現行規制と同程度の所要自己資本を求めるに留める取扱いについて、内部格付手法における特定貸付債権の取扱いと同様の取扱いを標準的手法に設けるかどうかも含めて、市場関係者との対話を通じ、検討を進めてきました。</p> <p>こうした結果、証券化取引実務への激変緩和措置として、標準的手法においても、告示の官報掲載時(本年3月末)までに保有する証券化エクスポージャーについて、内部格付手法における株式エクスポージャーの激変緩和措置(経過措置)の期限(平成26年6月末)まで、当該証券化エクスポージャーに係る所要自己資本を、現行規制に基づく原資産の所要自己資本を上限とすることとし、告示案に下記の附則を追加することと致しました。</p> <p>(証券化エクスポージャーに関する経過措置) 第十五条 標準的手法採用行は、第二百四十九条の規定にかかわらず、平成十八年三月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。</p>
2	信金 第248条 第1項 第2号	<p>第248条第1項第2号の一部を次のように改めるべき。</p> <p>(現行) 当該信用金庫又は信用金庫連合会又</p>	<p>御指摘を踏まえ、信金告示第248条第1項第2号を以下のように修正致します。</p> <p>旧：当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に対して有効な支配権を有</p>

		<p>は当該信用金庫又は信用金庫連合会の債権者の支配権が～</p> <p>(修正案)      当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該信用金庫若しくは信用金庫連合会の債権者の支配権が～</p>	<p>しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等においても当該信用金庫又は信用金庫連合会又は当該信用金庫又は信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法六十六号)第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。)による意見書を具備していること。</p> <p>新：当該信用金庫又は信用金庫連合会が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、信用金庫又は信用金庫連合会の倒産手続等においても当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該信用金庫若しくは信用金庫連合会の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に信用金庫又は信用金庫連合会から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法六十六号)第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。)による意見書を具備していること。</p>
3	<p>信金      第 256      条 第 1      項 第 2      号</p>	<p>第 256 条 第 1 項 第 2 号の一部を次のように改めるべき。</p> <p>(現 行)      短期信用格付の場合リスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。</p> <p>(修正案)      短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正致します。</p> <p>旧：短期信用格付の場合リスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。</p> <p>新：短期信用格付の場合リスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。</p>